奈良市公報

第 96 号

令 和 5 年 5 月 1 6 日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			国 次	
月	日	番号	件 名	主管
4	17	207	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	18	208	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
4	18	209	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
4	18	210	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指 定	障がい福祉課
4	18	211	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の指定	障がい福祉課
4	18	212	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
4	18	213	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の廃止	障がい福祉課
4	18	214	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	19	215	放置自転車等の保管	環境政策課
4	19	216	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	19	217	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	19	218	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等 の指定	介護福祉課
4	19	219	介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	介護福祉課
4	20	220	指定納付受託者の指定	DX 推進課
4	21	221	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
4	24	222	道路の区域変更	土木管理課
4	24	223	道路の供用開始	土木管理課
4	25	224	農用地利用集積計画の決定	農政課
4	26	225	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
4	27	226	令和5年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
4	27	227	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	27	228	放置自転車等の保管	環境政策課

奈 良 市 公 報

第 96 号

4 28	000		
1 20	229	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者	障がい福祉課
		の廃止	
4 28	230	街区の区域の変更	市民課
4 28	231	街区の区域の変更	市民課
4 28	232	放置自転車等の処分	環境政策課
		監査	
月日	番号	件名	
4 28	8	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	
		公 平 委 員 会	
月 日	番号	件名	
4 20	3	奈良市公報号外第 18 号に掲載	
		公 営 企 業	
月日	番号	件 名	主管
4 17	24	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
		教 育 委 員 会	
月日	番号	件 名	主管
4 17	8	定例教育委員会の開催	教育政策課
4 19	5	奈良市公報号外第 18 号に掲載	教育総務課

告示

奈良市告示第207号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年4月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者 省略

(令和5年4月17日掲示済)

奈良市告示第 208 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定 (更新) したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和5年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス	指定
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2950171112	さくら総合事 務所合同会社	631-0806	奈良県奈 良市朱雀 四丁目 1 番 10 号	SAKURA Kids'	631-0806	奈良県奈 良市朱雀 四丁目 1 番 10 号	放課後等 デイサー ビス	令和11年 2月28日

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第 209 号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和5月4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス	指定
尹未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2970101693	株式会社脇阪	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町 646 番地	相談支援 センター えんじょ い	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町七丁 目 564番 地 4	障害児相 談支援	令和11年 3月31日

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第

1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。 令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

事業所番号		事業者			事業所	サービス	指定	
事未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2930100983	株式会社脇阪	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町 646 番地	相談支援 センター えんじょ い	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町七丁 目 564番 地 4	計画相談支援	令和11年 3月31日

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

事業記委旦		事業者			事業所		サービス	指定
事業所番号	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2910103940	有限会社	630-8101	奈良県奈 良市青山 八丁目 268番地	ケアステ ーション 寧々	630-8101	奈良県奈 良市青山 八丁目 268 番地	同行援 護、行動 援護	令和11年 3月31日
2910104013	ウェルビ 一株式会 社	104-0061	東京都中央区銀座二丁目3番6号	ウェルビ 一近鉄奈 良駅前セ ンター	630-8241	奈良県奈 良市高天 町 38-3 近 鉄高天ビ ル 5 階 517 号室	就労移行 支援	令和11年 3月31日
2910104021	特定非営 利活動法 人 Ms ね っと	630-8113	奈良県奈 良市法蓮 町 433 番 地 1 グロ ーリー新 大宮 1 階	うたたん	631-0805	奈良県奈良 市右京一丁 目 3-4 サン タウンプラ ザすずらん 館 215-1 号 室及び 215-2 号室	居宅介 護、重度 訪問介護	令和11年 3月31日

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第212号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

奈 良 市 公 報

第96号

事業所番号		事業者			事業所		サービス	指定
争未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2950100368	一般社団 法人ポジ ティブサ ポート	630-8114	奈良県奈 良市芝辻 町二丁目 8番12号 西田ビル 2階	ABA スタ ジオこれ っと	630-8114	奈良県奈 良市芝辻 町二丁目 8番12 号西田ビ ル2階東	児童発達 支援、 放課後等 デイサー ビス	令和11年 3月31日

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年3月31日

中米完平日		事業者			事業所		サービス
事業所番号	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類
2910100235	社会福祉法 人奈良市社 会福祉協議 会	630-8454	奈良市杏 町79番地 の4	社会福祉法 人奈良市社 会福祉協議 会奈良事業 所	630-8454	奈良市杏 町79番地 の4	行動援護
2910101456	株式会社ざ いたっく	639-1053	大和郡山 市千日町 51-2 千日 住宅18	介護センタ ーすみれ	630-8451	奈良市北 之庄町41- 2キノシタ ビル2F	行動援護、 同行援護
2910103437	合同会社ふくまろ	630-8441	奈良市神 殿 578番 地の8	ふくまろ2	630-8244	奈良市三 条町 593- 38	短期入所
2920100498	合同会社ふくまろ	630-8441	奈良市神 殿 578番 地の8	ふくまろ2	630-8244	奈良市三 条町 593- 38	共同生活 援助

2 廃止年月日 令和5年4月1日

事業所番号		事業者			サービス		
争未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類
2910100359	有限会社ホ ームヘルパ ーナースス テーション	630-8043	奈良市六 条一丁目 1番12号	訪問介護ス テーション ならまち	630-8043	奈良市六 条一丁目 1番12号 202	重度訪問介護、行動援護

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第214号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

第 96 号

(火曜日)

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和5年4月18日掲示済)

奈良市告示第215号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和5年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年4月11日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証・保険証等) を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年4月19日掲示済)

奈良市告示第216号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

事業所番号 サービスの 事業者 事業者

(ノマルドロ)			-1 110		2,1.
	種類	名称	住所	名称	住所
2970190365	訪問介護	合同会社M-STYLE	奈良県奈良市古市 町 295 番地 1	訪問介護ステー ションイエロー ラヴィット	奈良県奈良市大森 町 24 番地 1 メゾ ンアンテルナ奈良 512 号室
2970190357	訪問介護	有限会社寧々	奈良県奈良市青山 八丁目 268 番地	ケアステーショ ン寧々	奈良県奈良市青山 八丁目 268 番地
2970190340	訪問介護	株式会社3's peace	埼玉県坂戸市南町 6番1号	ヘルパーステー ションエール	奈良県奈良市富雄 北一丁目7番地10
2970190381	訪問介護	株式会社 R&M	奈良県奈良市法蓮 町471番地の1	ケアステーショ ン和	奈良県奈良市法蓮 町 471 番地の 1
2960199186	(介護予防) 訪問看護	合同会社 anne	奈良県奈良市西大 寺北町二丁目 1 - 16 三芳ビル 210 号 室	訪問看護ステー ションあん	奈良県奈良市西大 寺北町二丁目 1 - 16 三芳ビル 210 号 室
2960199178	(介護予防) 訪問看護	医療法人宝山会	大阪府岸和田市土 生町五丁目11番16 号	訪問看護ステー ションなら八条	奈良県奈良市八条 五丁目 437 番 10
2960199194	(介護予防) 訪問看護	株式会社ツリーホーム	奈良県奈良市押熊 町 656番地の7	訪問看護ステー ションアスモ	奈良県奈良市富雄 元町四丁目 8-14 ハイツあづま 106 号
2970190373	通所介護	株式会社ケーエ ーエム	奈良県奈良市朱雀 六丁目6番地の7	デイサービス アルモニー	奈良県奈良市朱雀 一丁目 2 - 26

(令和5年4月19日掲示済)

奈良市告示第217号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同 法第85条第1号の規定により公示する。

令和5年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

事業所番号	サービスの	事	業者	事業所		
争未別留方	種類	名称	住所	名称	住所	
2970190332	居宅介護支援	株式会社優日	奈良県奈良市肘塚 町149番地の26	ケアプランセン ター 優 日	奈良県奈良市肘塚 町 149番地の 26	
	100		. 1110 田200 200	/ 及日	· 1 110 E > E > E >	

(令和5年4月19日掲示済)

奈良市告示第218号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示する。

令和5年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和5年4月1日

100 - 100 - 100					
車業配乗早	サービスの	事	業者	事業所	
事未別留万	種類	名称	住所	名称	住所

2990190072	(介護予 防)認知症 対応型共同 生活介護	社会福祉法人秋篠茜会	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目7 番1-2号	グループホーム きたまちテラス	奈良県奈良市西大 寺北町四丁目3番 3号
2990190064	(介護予防)認知症 対応型共同 生活介護	社会福祉法人晃宝会	奈良県奈良市茗荷町 808 番地 1	グループホーム あじさい園宝	奈良県奈良市南肘 塚町99番1

(令和5年4月19日掲示済)

奈良市告示第219号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号の規定により公示する。

令和5年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可年月日 令和5年4月1日

事業所番号	サービスの	事	業者	事業所		
季末 川留り	種類	種類 名称 住所		名称	住所	
29B0190002	介護医療院	医療法人康仁会	奈良県奈良市六条	西の京介護医療	奈良県奈良市六条	
2900190002	月 受区/尔元	医原伝八承 二云	町 102 番地の 1	院やすらぎ	町 99 番地の 2	

(令和5年4月19日掲示済)

奈良市告示第220号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231号の2の3第2項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定納付受託者
 - (1) 名称

株式会社 寺岡精工 代表取締役 山本 宏輔

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都大田区久が原五丁目 13番 12号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

臨時運行許可申請手数料

納税証明書交付手数料

市税賦課証明手数料

試乗標識貸付手数料

原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金

固定資產課税台帳記載事項証明手数料

戸籍謄抄本等交付手数料

戸籍記載事項証明書交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

除籍記載事項証明書交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

届書等閲覧手数料

住民基本台帳閲覧手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

住民票の写し広域交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

診療所開設許可申請手数料

助産所開設許可申請手数料

診療所検査手数料

助産所検査手数料

死体保存許可申請手数料

衛生検査所登録申請手数料

衛生檢查所登録証明書書換え交付手数料

衛生検査所登録証明書再交付手数料

衛生検査所登録変更申請手数料

薬局開設許可申請手数料

薬局開設許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

医薬品店舗販売業許可申請手数料

医薬品店舗販売業許可更新申請手数料

高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料

高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料

薬局開設許可証書換え交付手数料

薬局開設許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料

医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料

医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料

毒物劇物販売業登録申請手数料

毒物劇物販売業登録更新申請手数料

毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料

毒物劇物販売業登録票再交付手数料

興行場営業許可申請手数料

興行場営業許可証書換え交付手数料

興行場営業許可証再交付手数料

旅館業許可申請手数料

旅館業営業許可証書換え交付手数料

旅館業営業許可証再交付手数料

旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

浴場業許可申請手数料

公衆浴場営業許可証書換え交付手数料

公衆浴場営業許可証再交付手数料

化製場設置許可申請手数料

死亡獣畜取扱場等設置等許可申請手数料

動物の飼養又は収容の許可申請手数料

犬の登録手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

理容所又は美容所の検査手数料

理容所又は美容所の検査確認済証書換え交付手数料

理容所又は美容所の検査確認済証再交付手数料

クリーニング所検査手数料

クリーニング所検査確認済証書換え交付手数料

クリーニング所検査確認済証再交付手数料

簡易専用水道検査手数料

一般と畜場等設置許可申請手数料

と畜検査手数料

温泉利用許可申請手数料

温泉利用許可証書換え交付手数料

温泉利用許可証再交付手数料

温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

飲食店営業等許可申請手数料

飲食店営業等許可証書換え交付手数料

飲食店営業等許可証再交付手数料

食鳥処理事業許可申請手数料

食鳥処理事業許可証書換え交付手数料

食鳥処理事業許可証再交付手数料

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料

食鳥検査手数料

確認規程認定申請手数料

確認規程認定証書換え交付手数料

確認規程認定証再交付手数料

確認規程変更認定申請手数料

動物取扱業登録申請手数料

動物取扱業登録更新申請手数料

特定動物飼養・保管許可申請手数料

特定動物飼養,保管変更許可申請手数料

犬猫引取り手数料

動物取扱業登録証再交付手数料

特定動物飼養,保管許可証再交付手数料

その他証明手数料

奈良市狂犬病予防法施行細則(平成14年規則第18号)第12条に基づく費用

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則(平成17年規則第67号)第6条に基づく費用 奈良市情報公開条例施行規則(平成19年規則第91号)第9条に基づく費用

3 指定日

令和5年3月27日

4 指定期間

令和5年4月20日から令和10年3月20日まで

(令和5年4月20日掲示済)

奈良市告示第 221 号

なら工藝館条例(平成12年奈良市条例第32号)第3条の4第2項の規定により、令和5年5月9日から14日までなら工藝館を休館します。

令和5年4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和5年4月21日掲示済)

奈良市告示第 222 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号 路線名 区間 変更 前後別 幅員 (m) 延長 (m) 1 北部第 197 号線 奈良市高畑町 473 番 1 地先から 奈良市高畑町 1488 番地先まで 前 1.2~5.2 562.0 2 北部第 445 号線 奈良市法蓮町 1222 番 1 地先から 奈良市今小路町 18 番 1 地先まで 前 2.5~6.5 612.8 3 奈良市西大寺南町 233 番地先から 前 2.9~11.7 1409.3	備考
1 北部第 197 号線 奈良市高畑町 473 番 1 地先から 奈良市高畑町 1488 番地先まで 前 1.2~5.2 562.0 2 北部第 445 号線 奈良市子小路町 18番 1 地先から 奈良市今小路町 18番 1 地先まで 前 2.5~6.5 612.8 ※良市西本寺南町 233 番地先から 奈良市西本寺南町 233 番地先から 奈良市西本寺南町 233 番地先から 前 2.5~6.5 612.8	- hills
1 北部第 197 号線 奈良市高畑町 1488 番地先まで 後 1.2~6.0 562.0 2 北部第 445 号線 奈良市今小路町 18番 1 地先まで 前 2.5~6.5 612.8 会良市西大寺南町 233 番地先から 前 2.5~6.5 612.8 前 2.5~6.5 612.8	_
2 北部第 445 号線 奈良市法運町 1222 番 1 地先から 奈良市今小路町 18 番 1 地先まで 後 1.2~6.0 562.0 562.0 562.0 612.8 612.	
2 北部第 445 号線 奈良市今小路町 18番 1 地先まで 後 2.5~6.5 612.8 奈良市西大寺南町 233 番地先から 前 2 9~11 7 1409 3	
奈良巾今小路町 18番 1 地先まで 後 2.5~6.5 612.8	
奈良市西大寺南町 233 番地先から 前 2.9~11.7 1409.3	
3 中部第7号線 奈良市菅原町19番2-3地先まで 後 2.9~11.7 1409.3	
4 中部第14号線 奈良市六条二丁目855番1地先から 前 3.6~15.7 495.6	
4 中部第14号線 奈良市六条二丁目1014番1地先まで 後 3.6~15.7 495.6	
5 中部第527号線 奈良市尼辻中町344番1地先から 前 1.7~3.0 267.7	
5 中部第 521 号線 奈良市尼辻中町 173 番 1 地先まで 後 1.7~3.9 267.7	
6 中部第 581 号線 奈良市芝辻町四丁目 14番 1 地先から 前 5.9~6.1 394.9	
6 中部第 581 号線 奈良市芝辻町四丁目 15番 4 地先まで 後 5.9~8.1 394.9	1

(令和5年4月24日掲示済)

奈良市告示第 223 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第 197 号 線	 奈良市高畑町 473 番 1 地先から	奈良市高畑町1488番地先まで	L=562. 0
2	 北部第 445 号 線	 奈良市法蓮町 1222 番 1 地先か	奈良市今小路町18番1地先ま	W=1. 2~6. 0 L=612. 8
Δ	41印第 449 万脉	かりまましままで000 変化性 2	で	W=2.5~6.5
3	中部第7号線	奈良市西大寺南町 233 番地先か ら	奈良市菅原町 19番 2-3 地先ま で	L=1409. 3 W=2. 9~11. 7
4	中部第 14 号線	奈良市六条二丁目 855 番 1 地先	奈良市六条二丁目1014番1地	L=495. 6
	+++n## FOZ F VD	から 奈良市尼辻中町 344番1地先か	先まで 奈良市尼辻中町 173 番 1 地先	W=3. 6∼15. 7 L=267. 7
5	中部第 527 号線	6	まで	₩=1.7~3.9

奈 良 市 公 報

第96号

6中部第 581 号線奈良市芝辻町四丁目 14 番 1 地
先から奈良市芝辻町四丁目 15 番 4 地
失までL=394.9
W=5.9~8.1

(令和5年4月24日掲示済)

奈良市告示第 224 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和5年4月25日掲示済)

奈良市告示第 225 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項並びに第102条第3項及び第4項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和5年5月1日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集する。

令和5年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市長専決処分の報告について
- 2 和解について

(令和5年4月26日掲示済)

奈良市告示第 226 号

令和5年4月25日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和5年度奈良市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度奈良市一般会計 補正予算(第1号)

令和5年度奈良市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,947,800千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,927,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款項							補正前の額	補	正	額	計			
16 . E	庫	支	出	金						30,002,263		1,94	千円 17,800	千円 31,950,063
					2.	国	庫補	助	金	3,022,025		39	5,800	3,417,825
					4 .	国	庫 交	付	金	5,779,278		1,55	52,000	7,331,278
	方	支	入		合	計				149,980,000		1,94	17,800	151,927,800

歳 出

款			項					補正前の額	補	正額	計
3 . 民	生	費						千円 67,676,667		1,947,800	
			1.	社会	福	祉	費	31,429,581		1,552,000	32,981,581
			2.	児童	福	祉	費	23,174,096		395,800	23,569,896
	歳	出	合	計				149,980,000		1,947,800	151,927,800

(令和5年4月27日掲示済)

奈良市告示第 227 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年9月16日 奈良市指令整開 第22A-12号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年4月27日 第1840号

公共施設 令和5年4月27日 第920号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西木辻町88番の一部、82番1、82番5、83番1、83番4、84番1、85番1、85番4、86番2、87番及び89番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大森町47番地の3

小山株式会社 代表取締役 小山 智士

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市西木辻町82番5、85番1及び85番4の各一部

緑 地: 奈良市西木辻町83番1、84番1、89番の各一部及び83番4

防火水槽(地下式):奈良市西木辻町85番1、87番1及び89番の各一部

(令和5年4月27日掲示済)

奈良市告示第 228 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和5年4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年4月17日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、IR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

第96号

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年4月27日掲示済)

奈良市告示第 229 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年2月28日

事業所番号		事業者	ŕ		事業所		サービス
争表別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類
2910102629	合同会社 しあわせ 工房	630-8357	奈良市杉ヶ町 35-2-101	就労支援 センター いっぽ	630-8305	奈良市東紀寺町 二丁目 10-13	就労継支 援B型
2910102629	合同会社 しあわせ 工房	630-8357	奈良市杉ヶ町 35-2-101	てのひら	630-8305	奈良市東紀寺町 二丁目 10-13	生活介護

(令和5年4月28日掲示済)

奈良市告示第 230 号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

令和5年4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の年月日

令和5年4月28日

2 街区の区域

五条畑一丁目の一部(平成元年2月1日住居表示実施)

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(4街区の一部を3街区に、5街区の一部を4街区に編入する。)

別図1及び別図2 省略

(令和5年4月28日掲示済)

奈良市告示第231号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

令和5年4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の年月日

令和5年4月28日

2 街区の区域

秋篠早月町の一部(昭和47年4月1日住居表示実施)

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(3街区の一部を2街区に編入する。)

別図1及び別図2 省略

第 96 号

(火曜日)

(令和5年4月28日掲示済)

奈良市告示第 232 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は 所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和5年4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

3 処分年月日

令和5年4月28日

4 処分対象自転車等の移動年月日 令和4年9月6日、同月21日及び同月29日

(令和5年4月28日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和5年4月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 同 中 本 勝

同 横 井 雄 一

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 - (1) 酒井 康行 兵庫県川西市花屋敷一丁目3番2-601号
 - (2) 山岡 正人 兵庫県宝塚市末広町2番3-805号
 - (3) 中井 宏美

大阪府大阪市中央区上町一丁目 13番3号ラ・メゾンヴェール上町602

(4) 若松 純菜

大阪府池田市住吉二丁目7番18-A-303号

(5) 宮崎 和也

大阪府吹田市出口町 22 番 30-503 号

(6) 杉下 茉衣

京都府京都市北区紫野下石龍町25番地ルミエール紫野309

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月28日掲示済)

奈良市企業局告示第24号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年4月17日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 七福	代表取締役 増見 和也	兵庫県伊丹市瑞ケ丘三丁目 15 番地	令和5年3月22日

(令和5年4月17日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第8号

令和 5 年 4 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号)第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和5年4月17日

奈良市教育委員会 教育長 北 谷 雅 人

1 日時

令和5年4月18日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和6~9年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について
- (2) 令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第1号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第2号 奈良市公民館条例の一部改正について

議案第3号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次 第締切させていただきます。

(令和5年4月17日掲示済)